








玖珠（7）田中宿舎他2棟外壁等改修建築設計

玖珠駐屯地業務隊

工事件名	玖珠（7）田中宿舎他2棟外壁等改修建築設計				図番	
図面名称	表紙				縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理主任	合議（厚生科）		作成
						

特記仕様書

- 1 件名：珍珠（7）田中宿舎他2棟外壁等改修建築設計
- 2 場所：大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇28-2 陸上自衛隊玖珠駐屯地 田中宿舎
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2234-2 陸上自衛隊玖珠駐屯地 早水宿舎
- 3 期間：契約締結日～令和7年7月31日
- 4 計画施設概要

建物名称	構造	建/延面積	単位	施設用途	法適合確認	備考
田中宿舎	RC-5	281/1,409	m ²	第6号1類	—	
早水宿舎1号	RC-4	292/1,171	m ²	第6号1類	—	
早水宿舎2号	RC-4	281/1,127	m ²	第6号1類	—	

※施設用途は国土交通省告示第98号別添二とする。

※法適合確認欄に「○」がある建物は構造設計一級建築士の法適合確認を必要とする。

5 設計と条件

(1) 事業目標及び重点事業項目

計画施設に示す各施設は、老朽化により外壁及び屋上防水が劣化しているため、防水改修工事を実施し、施設の保全を行う。

(2) 建築物の性能

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編）の最新版による。

6 業務仕様

(1) 特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。なお、「公共建築設計業務委託共通仕様書」については、国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/>) の「官庁営繕の技術基準」、「官庁営繕関係統一基準」を参照されたい。ただし、「同共通仕様書」中の「調査職員」は「監督官」に読み替える。

(2) 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された○印の選択事項については●印の付いたものを適用する。

(3) 設計業務の内容及び範囲

ア 一般業務の範囲

建築(総合)基本設計に関する標準業務。

イ 実施設計(設計意図の伝達業務を除く)

建築(総合)実施設計に関する標準業務。

業務項目及び内容		業務範囲
(1) 要求等の確認	(イ) 建築主の要求等の確認	●行う ○行わない
	(ロ) 設計条件の変更等の場合の協議	○行う ●行わない
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(イ) 法令上の諸条件の調査	●行う ○行わない
	(ロ) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○行う ●行わない
(3) 実施設計方針の策定	(イ) 総合検討	●行う ○行わない
	(ロ) 実施設計のための設計事項の確定	●行う ○行わない
	(ハ) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	●行う ○行わない

(4) 実施設計図書の作成	(イ) 実施設計図書の作成 (発注者より既存図面を提供)	●行う ○行わない
	(ハ) 計画通知書等申請図書の作成	○行う ●行わない
(5) 概算工事費の検討		●行う ○行わない
(6) 実施設計内容の発注者等への説明等		●行う ○行わない

ウ 第三者に委託又は請け負わせてはならない業務の指定

国土交通省告示第 98 号の別添一の 1. 二. ロ. (1). (2) の成果図書(構造計算及び積算を除く。)の作成。

エ 公共建築設計業務委託共通仕様書における一般業務内容に含まれている業務

- (7) 設計内容の検討、調整及び修正等の業務。
- (イ) 計画通知のための申請図書の作成に必要となる事前協議。
- (ロ) 計画通知の申請図書及び申請書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)に係る業務。
- (エ) 構造・設備設計一級建築士が建築士法に基づいて行う関係規定への適合確認業務。
- (オ) 建築基準法施行令第 9 条に規定する「建築基準関係規定」への適合に係る設計検討、設計図書等の作成業務。
- (カ) 「建築物省エネ法」に関して、2,000 m²以上の非住宅建築物省エネルギー基準への適合、300 m²以上の建築物省エネルギー性能確認(届出)に係る設計検討及び設計 図書等の作成(省エネ計算、省エネルギー適合性判定を含む)業務。
- (キ) 「バリアフリー法」に関して、2,000 m²以上の特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に係る設計検討及び設計図書等の作成業務。
- (ク) 「都市緑地法」に関して、緑化地域内における計画の緑化率の基準への適合に係る設計検討及び設計図書等の作成業務。

(4) 追加業務の範囲

- 成果図書に基づく積算業務。
- 積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成。
- 発注者側が提供する標準図に係る積算数量算出書をそのまま利用し、施設全体の積算数量算出書(積算数量調書含む)を作成。
- 発注者側が提供する標準図に係る積算数量算出書を一部修正し、施設全体の標準図に係る積算数量算出書(積算数量調書含む)を作成。
- 単価資料の作成。
- 見積徴集。
- 見積検討資料の作成。
- 監督官の指示するものの比較検討書の作成(基礎工法、躯体構造等)・計画通知書に関する手続業務に係る総合調整業務等。(2 回を見込む。)
- 計画通知に関する手続業務。(提出含み、手数料の納付は含まない。)確認済証の受領は含まない。
- 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合。
- 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合。

- 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合。
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務。(標識看板の作成、設置含む。)
- リサイクル計画書の作成業務。

設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

● 概略工事工程表の作成業務。

概略工事工程表の作成においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(国、都道府県及び政令市の営繕担当課長会議策定)及び(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラムJ」を適宜参考とする。

● 設計業務に伴う現地調査。

2パーティを見込む。(1パーティは、技師C1名、技術員1名とする)

● 石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の事前調査

実施方法：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」(以下「マニュアル」という)4.3.2による。

なお、本実施方法による石綿含有の有無が不明な場合の分析調査対象建材は下表によるものとし、採取前に調査対象建材について監督官と協議を行う。

建物名称	材料名	定性分析試料数
田中宿舍	外壁塗材	各1
早水宿舍1号	屋上アスファルト防水 外壁塗材	各1
早水宿舍2号	屋上アスファルト防水 外壁塗材	各1
合 計		5

分析対象：アクチライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイルクロシドライト及びトリモライト

分析方法：JIS A1481-1<建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)

JIS A1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)

JIS A1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)

JIS A1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)

7 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

ウ 積算業務は、監督官の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 履行期限の厳守について

本業務の履行に当たって、関連する委託業務の連絡調整等を密にし、業務が遅延することがないように努める。

(3) 適用基準等

本業務は、以下に掲げる基準等を適用する。

ア 共通

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年版)
- ・官庁施設の基本的性能基準(令和 2 年 3 月版)
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準(平成 8 年版)
- ・官庁施設の環境保全性基準(平成 29 年版)
- ・建設工事設計基準(令和 2 年 1 月)
- ・公共建築工事積算基準(平成 28 年 12 月版)
- ・公共建築工事共通費積算基準(平成 28 年 12 月版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準(令和 2 年版)
- ・公共建築工事積算基準等の運用(令和元年 6 月)
- ・防衛施設設計業務に係る電子納品手引書(平成 27 年 10 月)
- ・建設工事における再生資源の活用について(平成 28 年 4 月)

イ 建築

- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和 4 年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和 4 年版)
- ・建築工事標準詳細設計図(令和 2 年 3 月)貸与
- ・建築物解体工事共通仕様書(平成 31 年版)

ウ 建築積算

- ・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(平成 30 年版)
- ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)(平成 30 年版)
- ・公共建築数量積算基準(平成 29 年版)

(3) 業務実績情報及び業務成績情報の登録について

業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に基づき「業務カルテ」を作成し、監督官の確認を受けた後に、(社)公共建築協会に登録する。また、業務完了検査時には、登録されることの証明として、「業務カルテ仮登録(監督官の押印済み)」を提出する。業務完了後、速やかに登録を行い(社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを、監督官に提出すること。なお、本業務の業務成績評定点は、PUBDIS に登録され、本システムを利用する他の公共機関と相互利用される。

(4) 図書の確認

受注者は、下記の段階ごとに設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。

ア 60%図書

計画概要書、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表等(建物配置、平面計画、建物高さ、構造計画等)仕上表、展開図、天井伏図、建具表など(内外装各仕上げ、建具の種別など)平面詳細図、断面詳細図、部分詳細図、各構造図等(各部収まり、構造等)

イ 100%図書

全ての設計図書

(5) 図書の確認図の提出部数等

確認図等	白焼等	製本形態	摘 要 (A3判以外は特記)
60%図書 100%図書	各1部	クリップ止め	

8 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成27年4月以降の同種又は類似業務の実績、平成27年4月以降に担当した九州防衛局・支局発注の業務実績及び手持業務の状況。
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成27年4月以降の同種又は類似業務の実績、平成27年4月以降に担当した九州防衛局・支局発注の業務実績及び手持業務の状況。
- (3) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成27年4月以降の同種又は類似業務の実績。(担当技術者を配置する場合。)
- (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容。(協力事務所がある場合。)
- (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、平成27年4月以降の当該分野における業務の実績、手持業務の状況。(建築、構造、電気、機械及び通信以外に分担業務分野がある場合。)
注)「平成27年4月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下のア～ウ全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
ア 平成27年4月以降に完了した施設の設計業務実績。
イ 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績。(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)
ウ 入札公告等に記載された設計業務実績
- (6) 成果図書の一覧リスト。
- (7) 公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針。
- (8) 建築士法第24条の7による重要事項説明の必要な事案である場合、予め契約を締結するときに説明した重要事項説明書等の写し。

9 資料の貸与及び返却

(1) 貸与品等

改修又は解体建物の建設当時設計図

建物名称	建設年度等	内 容	貸与形態
田中宿舍	H8	意匠図	製本図面
早水宿舍1号	H9	意匠図	製本図面
早水宿舍2号	H9	意匠図	製本図面

(2) その他

- ア 貸与場所（陸上自衛隊玖珠駐屯地）
- イ 返却場所（陸上自衛隊玖珠駐屯地）
- ウ 貸与時期（業務着手時）
- エ 返却時期（業務完了検査時）

10 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督官に提出する。

- (1) 業務着手時
- (2) 監督官又は管理技術者が必要と認めた時
- (3) その他（設計会議の議事録）

11 成果物について

- (1) 12項に規定する成果物を提出する。
- (2) 提出場所（陸上自衛隊玖珠駐屯地）
- (3) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(4) 電子納品

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書」（以下「手引書」という。）に基づき作成されたものを指す。なお、「手引書」については、防衛省HP (<http://www.mod.go.jp/>)の「調達情報」、「建設工事に関するお知らせ」、「建設工事の技術基準等」の「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について(通知)」の別紙第2を参照されたい。

イ 電子成果品のファイル形式は、「手引書」によるもののほか、オリジナルファイルを提出する。

ウ 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを、電子媒体(DVD-RまたはCD-R)で正副の2部提出する。なお、電子納品の範囲等については、監督官と事前協議の上決定するものとする。また、電子納品の提出の際には国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」により動作確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

12 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては情報の流出に万全を期すため、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること。またファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書等の成果品のほか、管理技術者等通知書の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

13 成果物及び提出部数等

改修実施設計(対象施設：75号建物)

成果物等	縮 尺	原 図		製本形態	摘 要 (A3判及び電子納品 以外は特記)
		区分(枚)			
		新	修		
a. 建築(総合) 建築(総合)設計図 ●仕様書 仕様概要表 ●仕上表・工事概要 ●面積表及び求積図 ●案内図・配置図・敷地案内図 ●平面図(各階) 1/50~1/200 ●断面図 1/50~1/200 ●立面図(各面) 1/50~1/200 ○矩計図 ○展開図 ○天井伏図(各階) ○平面詳細図 ○断面詳細図 ●部分詳細図 1/30~1/50 ○建具表 ○計画通知図書 ○景観法による届出書				A4ファイル	
b. 建築(構造)設計図 ○伏図(各階) ○軸組図 ○各部断面図 ○標準詳細図 ○各部詳細図 ○仕様書 ○構造計算書					
c. 建築積算 ●建築工事積算数量算出書 ●建築工事積算数量調書 ●見積書、見積比較表				一式(A4ファイル) 一式(A4ファイル) 一式(A4ファイル)	
d. その他 ○透視図 ○模型 ○防災計画 ○省エネルギー関係計算書 ○コスト削減検討報告書 ○リサイクル計画書 ●概略工事工程表 ○CASBEE評価書 ●アスベスト含有調査報告書				一式(A4ファイル) 一式(A4ファイル)	
e. 資 料 ●各種技術資料 ○構造計算データ ●各種記録 ●CADデータ				一式 一式 一式	

(注)：原図の区分(枚)の新、修は、新=新規図面、修=修正図を示す。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

14 設計原図の材質等

- (1) 設計原図の材質：普通紙
- (2) 設計原図の大きさ：A3 判
- (3) 設計原図の様式は次による。

ア 設計原図

設計原図用紙は図-1 を標準とする。(図中単位：mm)

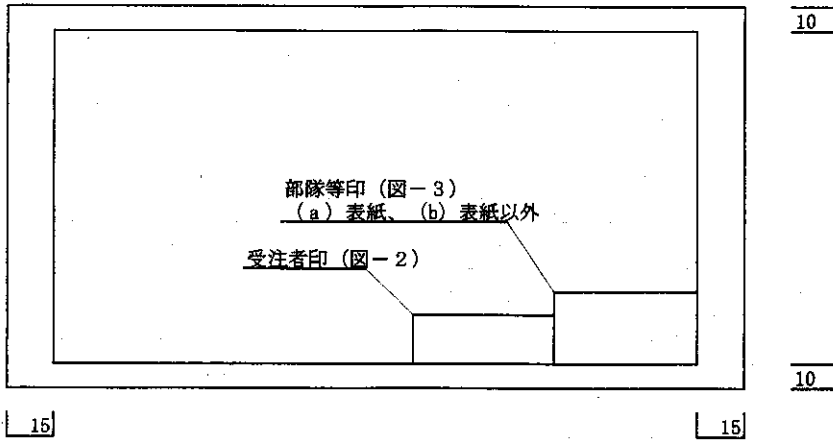


図-1 設計原図

イ 受注者欄

受注者欄の寸法・記載事項は、図-2 を標準とする。(図中単位：mm)

受注者名				10
業務完了年月日	令和	年	月	日
45				

図-2 受注者印

ウ 部隊等欄

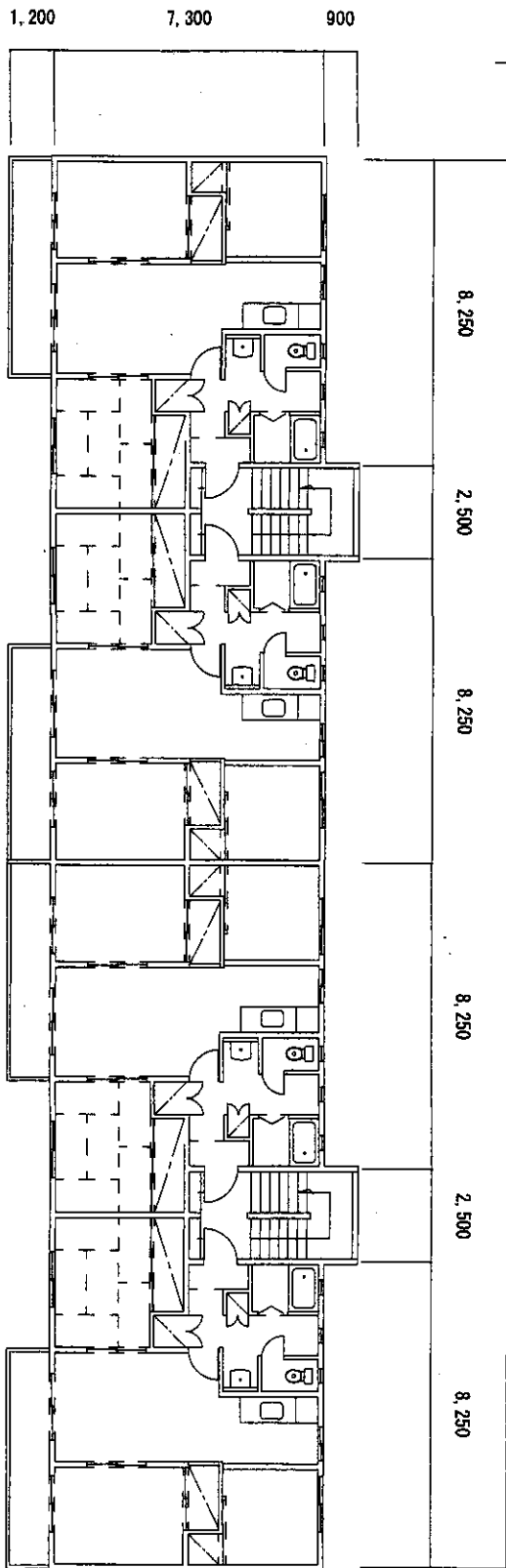
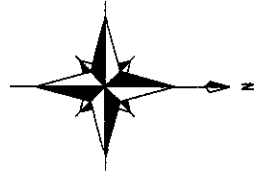
部隊等欄の寸法・記載事項は、図-3 を標準とする。(図中単位：mm)

工 事 名 称					図 面 番 号	全 業 内	40
図 面 名 称					縮 尺		
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財主任	各係長	担当		
玖 珠 駐 屯 地 業 務 隊					令和 年 月 日		
120							

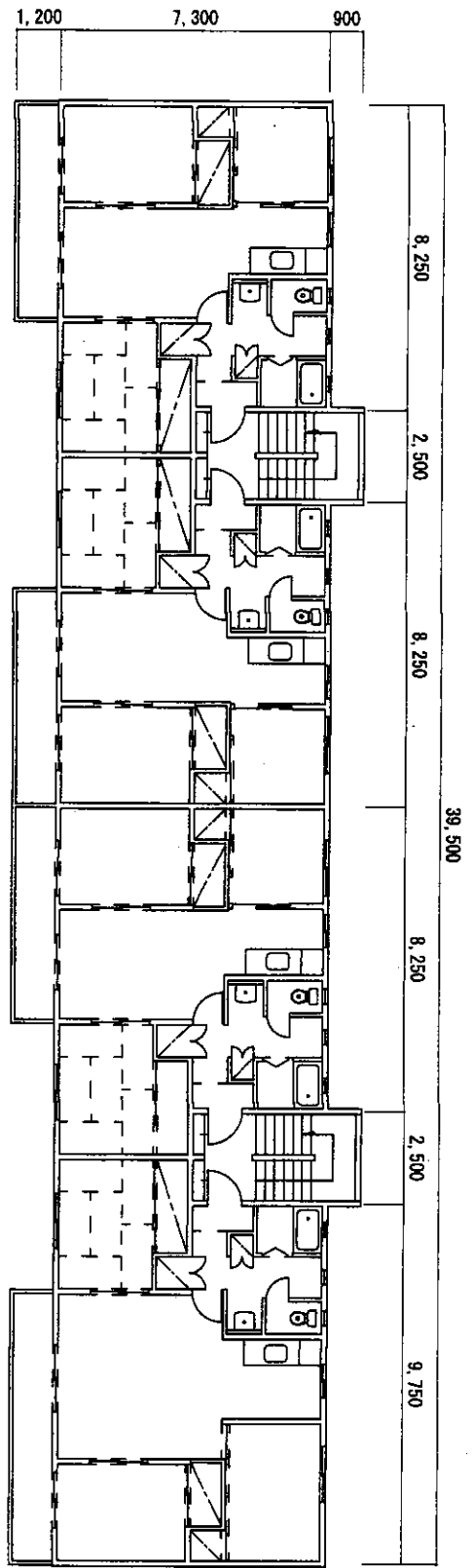
図-3 (a) 部隊等印 (表紙)

工 事 名 称					図 面 番 号	全 業 内	20
図 面 名 称					縮 尺		
玖 珠 駐 屯 地 業 務 隊					令和 年 月 日		
120							

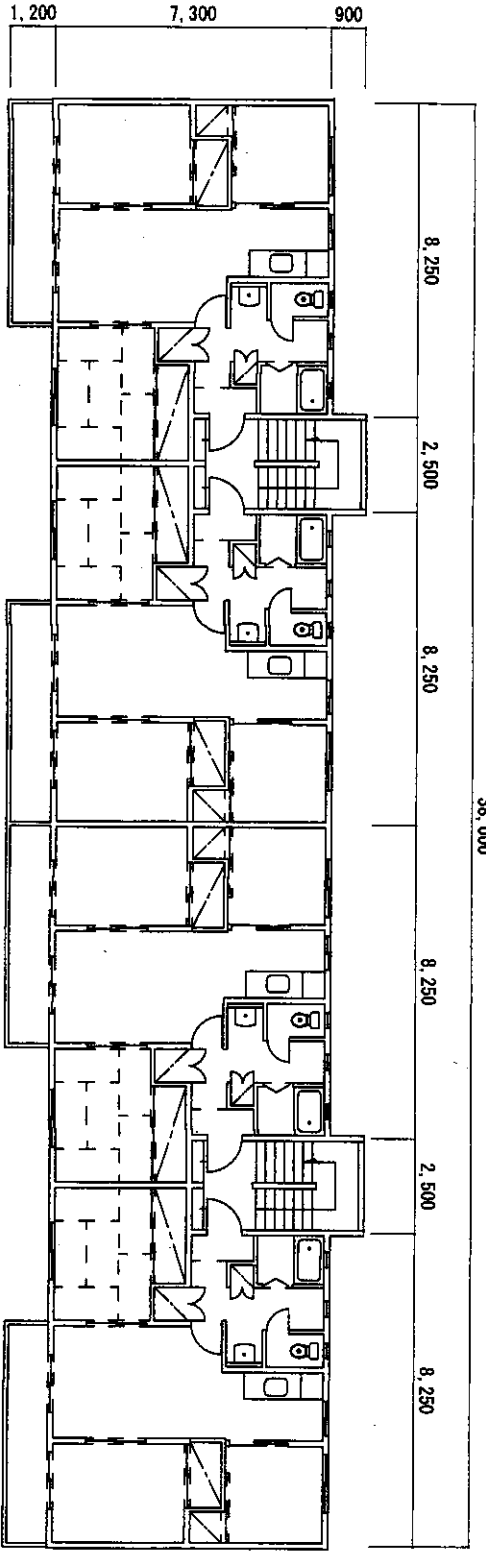
図-3 (b) 部隊等 (表紙以外)



田中宿舍基準階平面図 S=1/200



早水宿舍 1号 基准階平面图 S=1/200



早水宿舍 2号 基准階平面图 S=1/200

